

記載例2 退職等により、未徴収税額（令和8年5月までの分）を一括徴収する場合

◎例 2・・・年税額84,400円の方が令和8年2月28日に退職する場合

[illegible]

年税額(ア)84,400円

徴収済額(イ) 56,400円

最後に給与を支払う月の額 5月までの残りの額

・未徴収税額(ウ)28,000円

[illegible]

異動届出書は、異動
があった日の翌月
10日までに提出して
ください。

賦課期日（1月1日）
の住所を記載して
ください。

賦課期日後に住所が
変わった場合は記載
してください。

該当番号を記載してください。

指定番号及び宛名番号
とは税額通知書に記載
されている番号です。
必ず記載してください。

一括徴収の場合は、「2」と記載してください。

●一括徴収のお願い

令和8年1月1日以降に退職する方については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています（令和7年中の退職でも本人が希望する場合や外国人が出（帰）国する場合は、一括徴収に御協力をお願いします。）。

納入の際は、納入書の納入金額を手書きで訂正してください。（P16 参照）

必ず納入月を記載してください。